

受理官庁 MY	マレーシア知的所有権公社	附属書 C MY
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	マレーシア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はePCT出願を使用して提出されたXML 及びPDFファイルを認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用 する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁（JPO） 又は韓国知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁、欧州特許庁 ⁴ 、日本国特許庁（JPO） ⁴ 又は韓国知的所有権庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：マレーシア・リングギ（MYR）	
送付手数料	電子出願 紙形式の出願 MYR 550 550 更に次の追加手数料 MYR - 5 (1頁から10頁まで) 10 (11頁から20頁まで) 40 (21頁から50頁まで) 60 (51頁以降)	
国際出願手数料 ⁵	1,330 スイス・フランに相当するMYRの額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁵	15 スイス・フランに相当するMYRの額	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2014年9月25日付公示（PCT公報）138頁以降、及び2022年7月21日付公示（PCT公報）187頁以降参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 5 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

MY	マレーシア知的所有権公社 (続き)	MY
受理官庁に支払うべき手数料 (続き)	通貨：マレーシア・リングギ (MYR)	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	200	スイス・フランに相当するMYRの額
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300	スイス・フランに相当するMYRの額
調査手数料	附属書D (AU), (EP), (JP) 又は (KR) 参照	
優先権書類の手数料	最初の10頁まで	MYR 550
	更に各追加頁につき	MYR 7
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	MYR	150
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がマレーシアに居住している場合 要, 出願人がマレーシアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない	